

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

改正案

現行

第九条の二 金融業（銀行業、信託業、保険業、無尽業及び証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む株式会社（持株会社たる株式会社を除く。）であつて、その資本の額が三百五十億円以上又はその純資産の額（最終の貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額をいい、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日後において商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二の規定による新株の発行、新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使による新株の発行、株式交換、合併又は社債の株式への転換があつた場合には、これらによる純資産の増加額を加えた額をいう。以下この条において同じ。）が千四百億円以上であるものは、その取得し、又は所有する他の国内の会社の株式の取得価額の合計額が自己の資本の額に相当する額又は純資産の額に相当する額のいずれが多い額（以下「基準額」という。）を超えることとなる場合には、当該基準額を超えて他の国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該株式の取得又は所有については、この限りでない。

一〜九（略）

十 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一条第十四項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条

第九条の二 金融業（銀行業、信託業、保険業、無尽業及び証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む株式会社（持株会社たる株式会社を除く。）であつて、その資本の額が三百五十億円以上又はその純資産の額（最終の貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額をいい、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日後において商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二の規定による新株の発行、新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使による新株の発行、株式交換、合併又は社債の株式への転換があつた場合には、これらによる純資産の増加額を加えた額をいう。以下この条において同じ。）が千四百億円以上であるものは、その取得し、又は所有する他の国内の会社の株式の取得価額の合計額が自己の資本の額に相当する額又は純資産の額に相当する額のいずれが多い額（以下「基準額」という。）を超えることとなる場合には、当該基準額を超えて他の国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該株式の取得又は所有については、この限りでない。

一〜九（略）

十 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一条第十一項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条

第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行する株式会社のうち、資本の額が政令で定める金額以下のものであつて、前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が政令で定める割合以上であるものの株式を取得し、又は所有する場合

十一 (略)

2 } 9 (略)

第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行する株式会社のうち、資本の額が政令で定める金額以下のものであつて、前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が政令で定める割合以上であるものの株式を取得し、又は所有する場合

十一 (略)

2 } 9 (略)